

令和5年度 第1回 航空局総合評価委員会

令和5年7月5日

議事次第

日時: 令和5年7月5日(木) 13:00～
場所: 中央合同庁舎第2号館 共用会議室 5

1. 開会
2. 開会挨拶(大臣官房参事官)
3. 審議案件
 - 評価方法について(委員会設置要領第2(2))
 - ・ 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインの改定
 - ・ 航空局等直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインの改定
4. 報告事項(事務局)
 - ・ 令和4年度プロポーザル方式及び総合評価方式発注実績(工事・建設コンサルタント)
 - ・ 航空局市場化テスト実施状況
5. 閉会挨拶(空港技術課長)
6. 閉会

以上

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び 総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改定について

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課

航空局ガイドライン改定の経緯

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に係る直轄工事等における入札・契約手続の運用について【令和3年4月】

令和2年度から導入された「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に基づき認定・表彰された海外での工事・業務の実績について、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価できることを地方航空局等へ通知。（令和3年3月に懇談会ガイドライン改定）

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について【令和3年12月】

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行うことを地方航空局等へ通知。

国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について【毎年度】

本通知に「一括審査方式の更なる活用」が記載されており、大臣官房より航空局長にも通知されている。



【国交省】

懇談会ガイドラインの改定【令和5年3月】

賃上げの取り組み評価の追加、一括審査方式の導入などの建設産業の働き方改革等への対応や担い手確保等を目的とした多様な試行の効果や課題への対応について記載。



【航空局】

航空局ガイドラインの改定【令和5年7月】

賃上げの取り組み評価の追加、一括審査方式の導入などの建設産業の働き方改革等への対応や担い手確保等を目的とした多様な試行や課題への対応について記載。



【地方航空局】

地方航空局ガイドラインの改定

賃上げの取り組み評価の追加、一括審査方式の導入などの建設産業の働き方改革等への対応や担い手確保等を目的とした多様な試行や課題への対応について記載。

ガイドラインの主な変更点

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の概要

(ガイドラインの「1-4同種類業務の基本的な考え方について」)

(改正案)

○「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。

○「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。

○発注する業務内容(重要かつ大規模となる構造物等の技術内容に大きな差異が認められる場合等)から鑑みて、十分な品質の確保及び競争環境に留意しつつ、建物用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付すことができるものとする。

○「同種業務」又は「類似業務」の実績は、国、都道府県、政令市の実績について評価する。
(なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する)

○同種・類似の設定にあたっては、十分な品質及び競争性を確保するため、参加可能者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行うものとする。

○技術者の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価する。

(企業の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。)

■ガイドラインの以下の項目に、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の実績がある場合の判断基準を追記

3-2、4-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

3-3、4-3 総合評価落札方式(標準型)における具体的な審査・評価について

3-4、4-4 総合評価落札方式(簡易型)における具体的な審査・評価について

ガイドラインの主な変更点

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の概要

(ガイドラインの「1-6 業務表彰の取扱い」)

(改正案)

○業務表彰を行う場合、企業の評価においては、提出された航空局及び地方航空局発注業務の同じ業種区分の局長表彰(優良建設コンサルタント等)(対象期間は2年程度を基本とする。)を評価することとする。予定管理技術者の評価においては、提出された航空局及び地方航空局発注業務の同じ業種区分の局長表彰(優良建設技術者表彰)(対象期間は4年程度を基本とする。)を評価することとする。

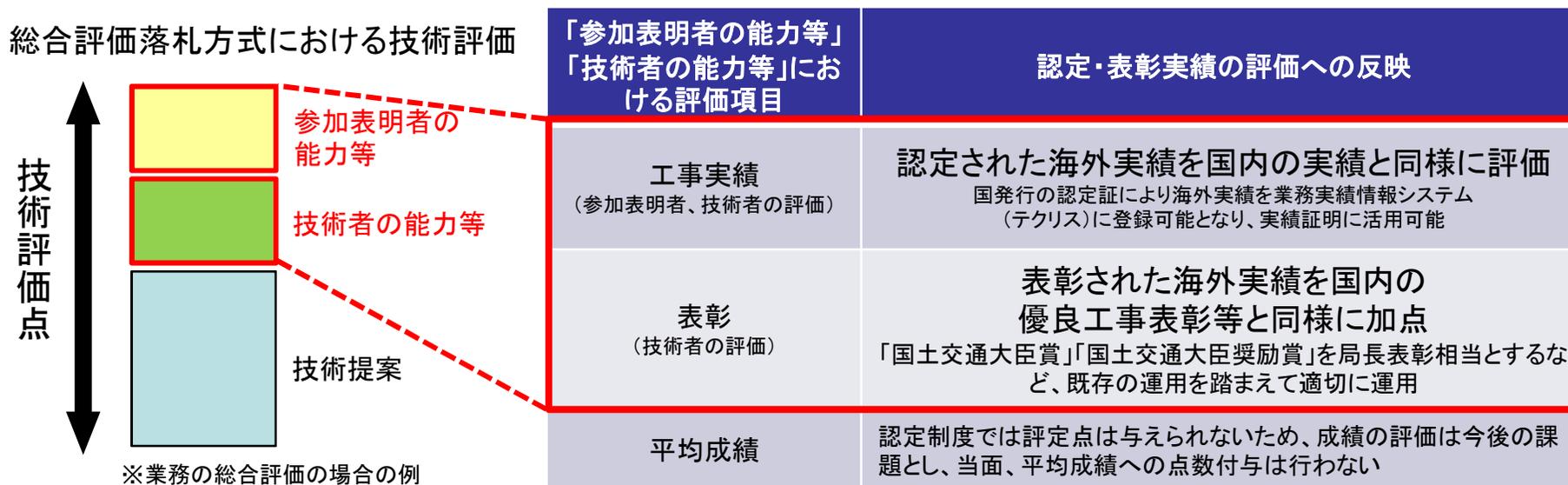
○海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績の扱いについては、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞及び海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞については局長表彰相当とするなど、国土交通省における優良工事技術者表彰等と同等に評価するものとする。

■ガイドラインの以下の項目に、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の実績がある場合の判断基準を追記

- 3-2、4-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について
- 3-3、4-3 総合評価落札方式(標準型)における具体的な審査・評価について
- 3-4、4-4 総合評価落札方式(簡易型)における具体的な審査・評価について

令和2年度から導入された「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に基づき認定・表彰された海外での工事・業務の実績について、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価できることを明記。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用(イメージ)



■認定・表彰実績

・認定証発行件数

- 2020年度(令和2年度)
1077件(工事:705件、業務:362件、その他:10件)
空港分野:工事11件(11名)、業務2件(2名)
- 2021年度(令和3年度)
901件(工事:647件、業務:242件、その他:12件)
空港分野:工事4件(108名)、業務1件(2名)
- 2022年度(令和4年度)
386件(工事:304件、業務:77件、その他:5件)
空港分野:業務1件(1名)

・優秀技術者表彰件数

- 2020年度(令和2年度)
国土交通大臣賞...17名(工事:13名、業務:4名)空港分野:工事2名、業務1名
国土交通大臣奨励賞...11名(工事:9名、業務:2名)空港分野:工事1名
- 2021年度(令和3年度)
国土交通大臣賞...15名(工事:14名、業務:1名)
国土交通大臣奨励賞...9名(工事:8名、業務:1名)
- 2022年度(令和4年度)
国土交通大臣賞...16名(工事:12名、業務:4名)空港分野:業務1名
国土交通大臣奨励賞...10名(工事:6名、業務:4名)

ガイドラインの主な変更点

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順

(ガイドラインの「2-2 一括審査方式の活用」)

(改正案)

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、以下の条件をすべて満たす2以上の建設コンサルタント業務等において、提出させる技術資料(実施方針及び技術提案を含む。)の内容を同一のものとするができる。実施にあたっては、手続開始の公示及び入札説明書の交付は業務ごとに別々に行うこと、落札決定を行う業務の順番を手続開始の公示及び入札説明書において明らかにすることに留意する。

- 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
- 業務の目的・内容が同種の業務であり、技術力審査・評価の項目が同じ業務
- 「競争参加資格に関する公示」(公示文書)に掲げる業種区分が同一である業務
- 手続の公示、参加表明書の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている業務
- 成果品の品質確保又は品質向上を図るために求める実施方針又は技術提案のテーマが同一となる業務

■「国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行通知」の内容を反映

■「一括審査方式」のイメージ



ガイドラインの主な変更点

賃上げを実施した企業への加点措置(総合評価落札方式)

(ガイドラインの「3-3、4-3 総合評価落札方式(標準型)における具体的な審査・評価について」、「3-4、4-4 総合評価落札方式(簡易型)における具体的な審査・評価について」)

(改正案)

評価項目	評価基準	評価ウェイト
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	5%以上
	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	加点する割合よりも大きな割合の減点(1点大きな配点)

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

ガイドラインの主な変更点

地域や業務特性に応じた発注方式の応用

(改正案) 6-1 基本的な考え方

プロポーザル方式及び総合評価落札方式では、ガイドラインに掲載している標準的な手法による他、地域や業務特性に応じ、働き方改革、担い手確保等を目的として、多様な試行に取り組むことが出来る。これらの試行については、その目的に照らし定期的に効果を検証し適宜見直しを行うPDCAサイクルに基づく検証を行いながら、標準的な手法への位置づけに向けて、検討を行うものとする。

PDCAサイクルに基づく検証については、1つの試行方式につき、5年ごとに行うことを基本としつつ、社会情勢や試行の実施件数等を考慮して計画的に実施するものとする。

本章では、地域の実情や業務内容に応じて試行的に評価方法を設定する際の考え方を記載するとともに、設定例を掲載している。

6-2 試行発注方式

建設コンサルタント業務等のプロポーザル方式及び総合評価落札方式の評価において、それぞれの地域や業務が抱える課題改善等を目的に、独自の評価項目や評価方法を取り入れた試行を実施することが出来る。

1. 働き方改革(受発注者の負担軽減、事務手続きの効率化)
2. 地域企業の育成
3. 若手技術者・女性技術者の育成
4. その他(技術力向上・生産性向上・品質向上等)

■ 調査・設計等の業務発注時には、プロポーザル方式、総合評価落札方式において、働き方改革や地域業の育成、若手・女性技術者の育成等を目的として多様な評価方法を試行できるように改正。

■ 試行の効果の程度や、課題の有無を継続的にフォローアップし、試行の標準化、継続調査、見直し、廃止等のあり方を検討するPDCAサイクルを導入することをガイドラインに明記。

ガイドラインの主な変更点

地域や業務特性に応じた発注方式の応用

(改正案)

6-2-1 働き方改革(受発注者の負担軽減、事務手続きの効率化)※参考資料P1~3

入札契約手続きにかかる受発注者の事務手続き等の負担軽減や期間短縮を目的とした試行方式。
設定例)

- ・総合評価落札方式(1:1)で発注していた業務について評価テーマを求めない。

6-2-2 地域企業の育成※参考資料P4~6

地域の担い手を確保・育成することを目的に、直轄業務の受注実績がない、もしくは少ない企業に参加・受注機会を拡大する試行方式。

設定例)

- ・自治体発注業務の実績を評価。

6-2-3 次代担い手の育成※参考資料P7~18

若手技術者や女性技術者を育成することを目的に、若手技術者や女性技術者の配置を促し、直轄業務を経験する機会を確保、拡大を図る試行方式。

設定例)

- ・予定管理技術者に年齢制限を設ける。または一定年齢以下を評価する。

6-2-4 その他(技術力向上、生産性向上、品質向上等)※参考資料P19~21

地域企業における技術力や生産性向上、成果の品質向上の取組を促すことを目的に実施する試行方式。

設定例)

- ・各種学会からの表彰やi-construction大賞を評価。

「航空局等直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改定について

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課

航空局ガイドライン改定の経緯

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に係る直轄工事等における入札・契約手続の運用について【令和3年4月】

令和2年度から導入された「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に基づき認定・表彰された海外での工事・業務の実績について、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価できることを地方航空局等へ通知。

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について【令和3年12月】

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行うことを地方航空局等へ通知。

国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について【毎年度】

本通知に「一括審査方式の更なる活用」が記載されており、大臣官房より航空局長にも通知されている。



【国交省】

懇談会ガイドラインの改定【令和5年3月】

手続の簡素化、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度、賃上げを実施する企業に対する加点措置や担い手確保等を目的とした多様な試行について記載。



【航空局】

航空局ガイドラインの改定【令和5年7月】

手続の簡素化、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度、賃上げを実施する企業に対する加点措置や担い手確保等を目的とした多様な試行について記載。



【地方航空局】

地方航空局ガイドラインの改定

手続の簡素化、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度、賃上げを実施する企業に対する加点措置や担い手確保等を目的とした多様な試行について記載。

ガイドラインの主な変更点

総合評価落札方式の実施手順

(ガイドラインの「2-5技術的能力の審査(競争参加資格の確認)」)

(改正案)

○同種・類似工事の施工実績

- ・過去15年間に於ける元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種・類似工事(都道府県、民間会社等の他の発注機関の工事を含む)を対象とする(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による認定を受けている実績の場合も同様に評価する)。なお、直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・コリンズ等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。ただし、工事難易度が低いと支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定(例えば施工面積(何㎡以上)、施工量(何㎡以上)等)を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。
(「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」(平成22年4月19日付け 国空予管第109号、国空技企第12号))
- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績(要求要件)に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場(監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか)は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。

■令和2年度から導入された「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に基づき認定・表彰された海外での工事・業務の実績について、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価できることを明記。

ガイドラインの主な変更点

総合評価落札方式の実施手順

(ガイドラインの「2-6総合評価項目の審査・評価」)

(改正案)

○同種・類似工事の施工実績

- ・「同種・類似工事」の同種(類似)性の条件として、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等を当該工事の特性を踏まえて適切に数段階に設定し、設定した最も同種性の高い工事を最も優位に評価し、競争参加資格の要求基準を満たす最低限の同種性の工事を最も劣位に評価することを基本とする。
- ・複数の同種条件を設定、評価することも可能とする。
- ・施工実績が複数ある場合は、件数に応じて優位に評価することも可能とする。
- ・過去15年間に於ける元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事(都道府県、民間会社等の他の発注機関発注の工事を含む)を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・コリンズ等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・配置予定技術者の施工経験において工事に従事した立場を考慮する場合には、「監理(主任)技術者」だけを優位に評価するのではなく、必要に応じて「現場代理人」又は「担当技術者」も同等に評価することも可能とする。
- ・評価対象期間に従事した海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による認定を受けている実績の場合も同様に評価する。

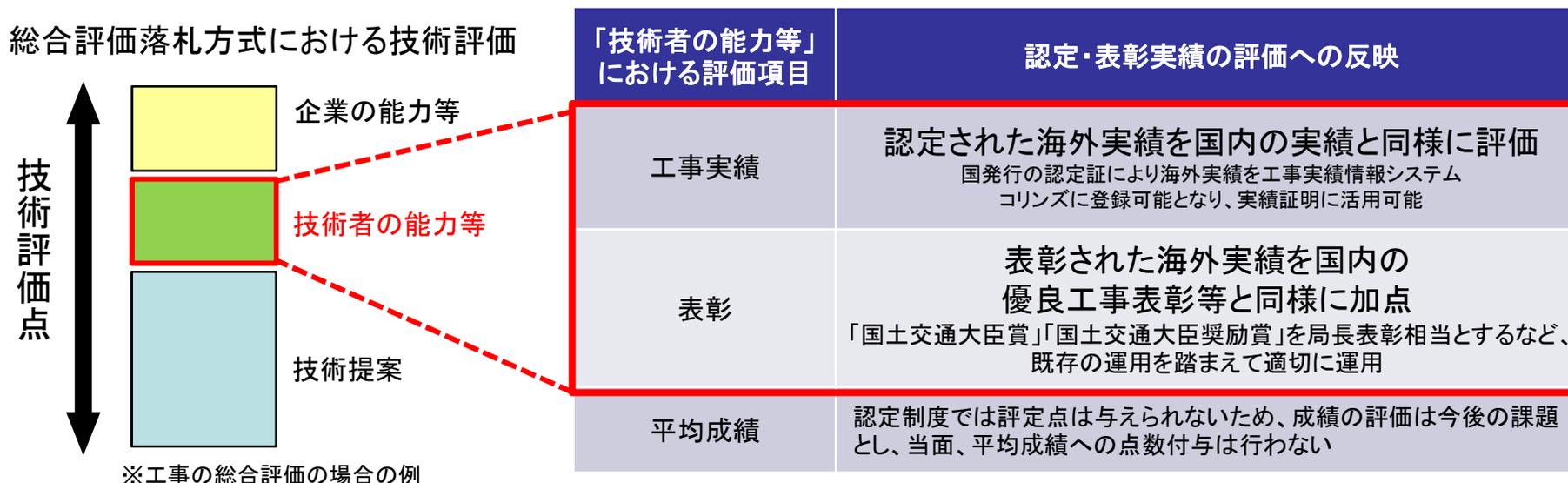
○表彰

- ・企業においては過去2年間、配置予定技術者においては過去4年間の同じ発注工種区分の工事を対象とすることを原則とする。ただし、発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮できるものとする。
- ・企業においては優良工事表彰、配置予定技術者においては優良工事技術者表彰又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による表彰を基本とする。
- ・局長表彰、事務所長表彰等、表彰主体に応じて評価することも可能とする。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の評価【参考】

令和2年度から導入された「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に基づき認定・表彰された海外での工事・業務の実績について、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価できることを明記。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用(イメージ)



■認定・表彰実績

・認定証発行件数

- 2020年度(令和2年度)
1077件(工事:705件、業務:362件、その他:10件)
空港分野:工事11件(11名)、業務2件(2名)
- 2021年度(令和3年度)
901件(工事:647件、業務:242件、その他:12件)
空港分野:工事4件(108名)、業務1件(2名)
- 2022年度(令和4年度)
386件(工事:304件、業務:77件、その他:5件)
空港分野:業務1件(1名)

・優秀技術者表彰件数

- 2020年度(令和2年度)
国土交通大臣賞...17名(工事:13名、業務:4名)空港分野:工事2名、業務1名
国土交通大臣奨励賞...11名(工事:9名、業務:2名)空港分野:工事1名
- 2021年度(令和3年度)
国土交通大臣賞...15名(工事:14名、業務:1名)
国土交通大臣奨励賞...9名(工事:8名、業務:1名)
- 2022年度(令和4年度)
国土交通大臣賞...16名(工事:12名、業務:4名)空港分野:業務1名
国土交通大臣奨励賞...10名(工事:6名、業務:4名)

ガイドラインの主な変更点

総合評価落札方式の実施手順

(ガイドラインの「2-6総合評価項目の審査・評価」)

(改正案)

(6)賃上げを実施する企業に対する加点措置について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う(「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号)。

○加点評価

事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出。

なお、配点は、加算点の5%以上の整数とする。

○実績確認等

加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。なお、減点は、加点する割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点をする。

■ガイドラインの2-7「評価基準及び得点配分の設定例」において、各入札方式における設定項目に追記。

ガイドラインの主な変更点

総合評価落札方式のタイプ選定

(ガイドラインの「2-1-5 一括審査方式」)

(改正案)

○基本的な考え方

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、一定の条件を満たす2以上の工事において、提出させる技術資料(技術提案及び施工計画を含む。)の内容を同一のものとする「一括審査方式」を適用することができる。

○対象工事

具体的には、以下の条件を満たす工事が対象となる。

- ・支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ・工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ・工事種別や等級区分等が同じ工事
- ・入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ・工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ・工事難易度が同じ工事

○留意事項

一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ・入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。
- ・落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにすること。

■「一括審査方式」のイメージ

工事①、工事②、工事③を一括審査方式で発注				
申請	A者 ①希望 ②希望 ③希望	B者 ①希望 ②希望 ③希望	C者 ①希望 ②希望 ③なし	D者 ①希望 ②希望 ③希望
工事①	A者 10.0 → 2位	B者 13.3 → 落札	C者 7.5 → 4位	D者 8.0 → 3位
工事②	A者 25.0 → 落札	B者 無効	C者 10.0 → 3位	D者 20.0 → 2位
工事③	A者 無効	B者 無効	C者 希望なし	D者 20.0 → 落札

■参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定される場合において、競争参加申込者からの技術資料の提出を一つのみとし、技術審査・評価を一括して実施する「一括審査方式」を明記。

ガイドラインの主な変更点

入札説明書への記載

(ガイドラインの「2-3-2技術提案」)

(改正案)

例えば、複数提案(1つの提案項目に複数の着目対象について提案を記載するもの)がされた場合は当該項目については加点評価対象としないこととする。これにより難しい場合は、当該項目については最も評価が低い提案で評価することとするなど、複数提案を誘発しない評価方法とする。また、過度なコスト負担を要する提案(いわゆる「オーバースペック」)については優れた提案であっても優位に評価しないこととする。

項目	入札説明書への記載例
「複数提案」について	<ul style="list-style-type: none"> ●1つの提案項目は、1つの着目対象(〇〇対策、等)に限って設定すること。 ●1つの提案項目に、複数の着目対象に対する技術提案が記載された場合には、以下の取扱とする。(選択) <ul style="list-style-type: none"> ・当該提案項目を加点評価対象としない ・当該提案項目の着目対象の1つのみを加点評価対象とする ・最も評価が低い提案に基づいて評価する ・(数値化が困難で数段階の判定方式を採用している場合に選択)最上位の評価としない
「過度なコスト負担を要する提案」について提案	<ul style="list-style-type: none"> ●過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても、[[a]過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない][b]加点対象としない]。※a:相対評価の場合 b:絶対評価の場合 <p>「過度なコスト負担」の考え方:</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発注者が示す『要求水準』に対して過剰なもの <ul style="list-style-type: none"> 管理基準の厳格化、要求水準に対して過剰な材料・配合・数量及び工法例)・排水基準(ss・pH)、騒音値等の厳格化 ・高強度材料、重防食等へのグレードアップ ・ボーリング、観測機器、監視員等の追加 ② 提案の履行に要する『費用』が高価なもの <ul style="list-style-type: none"> 技術的な工夫や配慮(要素技術の活用は可)の域を超える1) ③ 提案の『効果』が十分でないもの <ul style="list-style-type: none"> 費用(工夫・配慮の手間を含む)に見合った効果(品質確保、生産性向上等)が期待できない

■技術提案について、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すとともに、競争参加者に過度の負担をかけないよう配慮するため、①複数提案を評価しない②過度なコスト負担を要する提案(いわゆる「オーバースペック」)の考え方、について明記。

ガイドラインの主な変更点

総合評価項目の審査・評価 (ガイドラインの「2-6-2評価項目及び評価方法」)

(改正案)

表 2-11 ヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	II型	I型	S型 WTO 対象	A型
ヒアリング	実施しない	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又はI型においては施工計画、S型においては技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する。実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。	技術提案に対する発注者の理解度向上を目的として必要に応じ実施。ヒアリング自体の審査・評価は行わない。実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。	
段階選抜方式	実施しない	当面は実施しない	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施する	

■テレワークやオンライン会議など、コロナ禍における働き方の変革の進展を踏まえ、また、競争参加者に過度の負担をかけないよう配慮する観点から、ヒアリングは「必要ある場合に実施」するものであることを明記するとともに、インターネット等による開催が可能であることを明確化。

ガイドラインの主な変更点

建設業界の働き方改革、担い手確保等を目的とした多様な試行について

(改正案)

6-5 その他方式の試行例

航空局直轄工事における総合評価落札方式においては、公共工事の品質確保に加え、建設業界の働き方改革、担い手確保等を目的として、多様な試行に取り組むことが出来る。本ガイドラインでは、その試行例の概要等を示す。

1-3 総合評価落札方式の現状等

(2) 総合評価の各種試行のPDCAサイクルの考え方の導入

航空局直轄工事における総合評価落札方式においては、担い手確保、働き方改革等を目的として、多様な試行に取り組むことができる。本ガイドラインでは、総合評価落札方式における多様な試行の検証によるPDCAサイクルの考え方を導入するとともに、多様な試行について例示する。

■総合評価落札方式においては、担い手確保、働き方改革等を目的として、多様な試行に取り組むことができるように改正。

■総合評価落札方式における多様な試行の検証によるPDCAサイクルの考え方を導入することをガイドラインに明記。

ガイドラインの主な変更点

6-5-1 直轄工事实績のない担い手の参入を促す方式の試行 ※参考資料P1～3

(改正案)

■試行の目的及び概要

本試行は、担い手確保や地域企業の活躍機会、若手・女性技術者の活躍機会の確保を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し施工計画を評価するなど、施工品質は維持しつつ新規参入者を確保することをねらいとする方式である。

具体的には、技術力があるにもかかわらず、直轄工事での実績がないことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促すことを企図しており、試行工事の実績を次回以降の直轄工事参入にあたっての実績として活用することで、継続的な直轄工事の担い手企業の裾野を広げることが期待されている。

■具体的な評価方法のイメージ

本試行においては、直轄工事实績がないと加算されにくい企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を縮減又は省略)し、施工計画等、企業の技術提案(施工計画)の評価を拡大する評価方法が考えられる。

■試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的を踏まえ、

①直轄工事实績が無い者の参加・受注がされているか、新規参入者の継続受注につながっているか

②新規参入者による施工でも品質確保できているか

等の観点に留意するべきである。

■試行結果の評価にあたっての観点

具体的には、①の観点については、入札参加者や落札者に占める新規参入者の割合や、それら新規参入者が翌年度継続受注できているか、②の観点については、試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同水準となっているかといった点からの定量的な分析を行うことが望ましい。

加えて、受注者の参加意欲向上や技術者の育成・確保につながっているか、発注者の不調不落に寄与しているか等の観点について、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。

ガイドラインの主な変更点

6-5-2 地域防災の担い手の参入を促す方式の試行 ※参考資料P4～6

(改正案)

■試行の目的及び概要

本試行は、災害発生時に迅速に活動できる地域施工業者の参入機会促進、及び担い手確保を目的として、総合評価落札方式において防災に関わる取り組み体制や活動実績、災害に使用できる建設機械の保有状況等に係る評価(加算点)を拡大する方式により行うことが出来る一連の試行方式を指す。

具体的には、従来から評価されてきたことが多い災害協定や災害活動実績に加え、迅速な災害対応に資する本店所在地や事業継続計画(BCP)の有無、災害用機械保有状況など追加的に評価を実施する一方、技術者の能力等については評価の対象外とすることで、地域建設業による災害対応能力の維持・強化及び災害時の担い手である地域施工業者の参入機会促進が期待されている。

■具体的な評価方法のイメージ

本試行においては、防災に係る企業の取組について加点評価する評価方法が採用されている。加点評価項目としては、以下のような項目がある。

- 「施工都県内」もしくは「半径〇km圏内の市町村等」での本店の有無
- 事業継続計画(BCP)の認定
- 各行政機関等との災害協定の有無
- 災害協定に基づく災害活動実績等
- 災害用重機保有の有無等
- 本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量
- 企業の近隣地域での施工実績の有無

■試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的を踏まえ、

- ①地域の災害時の担い手確保につながっているか
 - ②評価方法を実績重視としているが品質確保できているか
- 等の観点に留意するべきである。

■試行結果の評価にあたっての観点

具体的には、①の観点については、地域防災の担い手となる活動をしている企業の参入機会向上に寄与しているか、より具体的には、防災に関わる取組や実績がある企業の「落札者の割合」は全ての項目でそれ以外の企業より高くなっているか、②の観点については、試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同水準となっているかといった点からの定量的な分析を行うことが望ましい。

加えて、受注者の災害協定締結の意向の維持・向上につながっているか等の観点について、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。

ガイドラインの主な変更点

6-5-3 登録基幹技能者の参入を促す方式の試行 ※参考資料P7～9

(改正案)

■試行の目的及び概要

本試行は、工事全体の品質確保及び長期的な担い手の確保を目的として、総合評価落札方式の技術者の能力等において、下請業者における登録基幹技能者、建設マスター、技能士の配置を加点評価する方式により行うことが出来る一連の試行方式を指す。

具体的には、下請企業の配置技能者について、「企業の能力等」又は「技術者の能力等」においてその保有資格等に応じて加点評価する評価方法が採用されており、工事現場における適切な技能者の配置による工事品質確保、技能者の誇りや処遇改善、建設従事者の育成を通じた生産性の向上などが期待されている。

■具体的な評価方法のイメージ

本試行においては、下請企業の配置技能者について評価・加点する評価方法等が採用される。加点評価項目としては、

①「企業の能力等」の評価に際し、下請企業に対象となる技能者を配置する場合加点

②「技術者の能力等」の評価に際し、下請企業に配置される技能者について加点

といった例がある。

また、加点評価対象となる技能者としては、以下のような例がある。

①登録基幹技能者(熟達した作業能力、現場を効率的にまとめるマネジメント能力及び豊富な知識を備え、国土交通大臣の登録を受けた講習(42の専門工事業団体において講習を実施)を修了した技能者)

②建設マスター(優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者)

③技能士(各都道府県の職業開発能力協会が実施する技能検定に合格した人に与えられる国家資格)

■試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的である登録基幹技能者の活用(評価)による品質確保につながっているか及び長期的な担い手の確保等の観点に留意すべきである。

■試行結果の評価にあたっての観点

具体的には、入札時に登録基幹技能者等の配置する旨表明した企業の「落札者の割合」は活用しない企業より高くなっているか、試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同等水準となっているか、といった点からの定量的な分析を行うことが望ましい。

加えて、受発注者双方の視点からの品質向上につながっているか、資格保有者が十分確保できるか等の観点について、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。

ガイドラインの主な変更点

6-5-4 次代の担い手育成・参入を促す方式の試行 ※参考資料P10～12

(改正案)

■試行の目的及び概要

本試行は、将来の担い手である技術者の育成・参入のため、若手技術者(対象上限年齢は航空局等で地域の実情に応じて設定)や女性技術者の入札への参画を拡大する方式により行うことが出来る一連の試行方式を指す。

具体的には、若手・女性技術者の配置について加点を行う「加点方式」、若手が不利となる成績・表彰等の評価項目を除外する「技術者要件緩和方式」、若手／女性技術者の配置を義務づける「資格要件方式」など、多様な評価方法が採用されており、試行工事を通じ、若手・女性技術者が将来的・継続的な直轄工事の担い手となることが期待されている。また、若手技術者の配置方法については、その工事の特性等に応じて適切に設定することとする。主には若手技術者を主任又は監理技術者として登用させつつ、指導技術者も別途専任で配置させる方式(若手技術者＋指導技術者(専任))、若手技術者を主任又は監理技術者として登用させつつ、指導技術者も別途非専任で配置させる方式(若手技術者＋指導技術者(非専任))、若手技術者を主任又は監理技術者として登用し、指導技術者を配置しない方式(若手技術者のみ)の3タイプが想定される。

■具体的な評価方法のイメージ

本試行においては、前述の通り多様な方式が採用される。

- ①加点方式:若手／女性を技術者として配置した入札参加者について加点する方式。
- ②技術者要件緩和方式:主任技術者・監理技術者や担当技術者の実績評価に際し(若手が不利となる)成績・表彰・役職等の評価項目を除外する方式。
- ③資格要件方式:若手／女性技術者の配置を参加要件として入札を実施する方式。
- ④技術指導者方式:若手／女性技術者と技術指導者を配置した入札参加者について技術指導者の実績で評価する方式

■試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的である

- ①若手・女性技術者の定着や育成につながっているか
 - ②若手・女性技術者を配置した施工でも品質確保できているか
- 等の観点に留意するべきである。

■試行結果の評価にあたっての観点

具体的には、試行工事で若手・女性技術者が登用されているか、登用された技術者が翌年以降の工事で主任技術者や担当技術者として再度配置されているか、試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同等水準となっているか、といった点からの定量的な分析を行うことが望ましい。加えて、若手・女性の登用によるやりがい向上、生産性向上、技術者育成といったプラスの効果、サポートスタッフの配置など負担となる現状などについて、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。

ガイドラインの主な変更点

6-5-5 企業能力を評価する方式の試行 ※参考資料P13～15

(改正案)

■試行の目的及び概要

本試行は、不調不落の防止、発注事務負担軽減等を目的として、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し企業の能力等のみで評価する方式により行うことが出来る一連の試行方式を指す。具体的には、入札時に技術者を拘束しないことによる不調不落防止を促すとともに、双方の事務負担軽減を図る方式で行われており、工事の品質を確保しつつ不調不落防止や事務負担軽減の効果が期待されている。

■具体的な評価方法のイメージ

本試行においては、評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない(監理技術者等の要件をみたせば参加資格を認める)評価方法が採用されており、「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定している。

■試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、

- ①入札時に技術者を拘束しないことによる不調不落の防止、書類簡素化による発注事務負担軽減につながっているか
- ②評価方法を実績重視としているが品質確保できているか等の観点に留意するべきである。

■試行結果の評価にあたっての観点

具体的には、試行工事の競争参加者数が全工事のものに比べ適正か、不調不落発生率は低下しているか、手続期間が確実に短縮されているか、試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同水準となっているか、といった点からの定量的な分析を行うことが望ましい。
加えて、受発注者双方の負担軽減につながっているか、柔軟な競争参加が可能となっているか等の観点について、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。